



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 10 月 16 日（木曜日） 第 655 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称の変更
（2件）……………（福祉保健課）1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変
更（7件）……………（ ” ）1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止……………（ ” ）3
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（長寿介護課）3
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ ” ）4

頁

- 指定居宅サービス事業の廃止……………（長寿介護課）4
- 保安林の指定予定（4件）……………（自然環境課）4
- 保安林の指定施業要件の変更……………（ ” ）5
- 宮崎県収入証紙売りさばき人の変更の届出……………（会計課）5

公 告

- 土地改良区の定款変更の認可……………（団体指導検査課）5
- まいわし太平洋系群に関する令和7管理年度に
おける知事管理漁獲可能性の変更……………（漁業管理課）5

公安委員会公告

- 機械警備業務管理者講習の実施について……………6

告 示

宮崎県告示第 660号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年 10 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
有限会社 共栄調 剤薬局	延岡市出北6丁目 1640-1	デイサー ビスえん	日向市伊勢ヶ浜 1 19番地

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
デイサービスセンターほ そしま	デイサービスえん	令和 4 年 4 月 1 日

宮崎県告示第 661号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次の

る法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年 10 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
有限会社 共栄調 剤薬局	延岡市出北6丁目 1640-1	デイサー ビスえん	日向市伊勢ヶ浜 1 19番地

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
デイサービスセンターほ そしま	デイサービスえん	令和 4 年 4 月 1 日

宮崎県告示第 662号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年 10 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
有限会社 共栄調 剤薬局	延岡市出北 6 丁目 1640－1	デイサー ビスえん	日向市伊勢ヶ浜 1 19番地

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
日向市大字日知屋古田町 11番地 1	日向市伊勢ヶ浜 119番地	令和 4 年 4 月 1 日

宮崎県告示第 663号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 5 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
有限会社 共栄調 剤薬局	延岡市出北 6 丁目 1640－1	デイサー ビスえん	日向市伊勢ヶ浜 1 19番地

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
日向市大字日知屋古田町 11番地 1	日向市伊勢ヶ浜 119番地	令和 4 年 4 月 1 日

宮崎県告示第 664号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 5 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
有限会社 ケアセン ターみや こじま	都城市安久町5596 番地 3	デイサー ビスセン タークラ ラ	都城市安久町5596 番地 3

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市大王町43号 7 番地	都城市安久町5596番地 3	令和 5 年 8 月 1 日

宮崎県告示第 665号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 5 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社 宮崎ヒ ューマン サービス	都城市平江町43号 6 番地 1	株式会社 宮崎ヒ ューマン サービス 日向営業 所	日向市大字日知屋 字玉田 16546番地 の 1

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
日向市大王町 1 丁目81番 地	日向市大字日知屋字玉田 16546番地の 1	令和 7 年 8 月 1 日

宮崎県告示第 666号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 5 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次の

とおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社 L a u g h a n d W a l k 健心	都城市吉尾町 108 － 3	訪問看護 ステーシ ョン笑歩	都城市吉尾町 108 － 3

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市都北町5576－1 2 F	都城市吉尾町 108－3	令和 7 年 8 月27日

宮崎県告示第 667号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 5 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社 N. フ ィールド	大阪市北区堂島浜 一丁目 4 番 4 号 アクア堂島東館	訪問看護 ステーシ ョン デ ューン都 城	都城市中町17街区 14の 1 号 C. P L A Z A N 1－1

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市姫城町 5 街区23号 ひまわりオフィス 2 階	都城市中町17街区14の 1 号 C. P L A Z A N 1 － 1	令和 7 年 9 月19日

宮崎県告示第 668号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 5 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
合同会社 聖	日南市星倉 4 丁目 11－ 3	訪問看護 ステーシ ョン 凜	日南市吾田東 1 丁 目 6－17

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
日南市大字板敷 858－4	日南市吾田東 1 丁目 6－ 17	令和 7 年 9 月22日

宮崎県告示第 669号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 5 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 7 年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社 共栄調剤薬 局	延岡市出北 6 丁目1640 － 1	デイサービ スセンター ほそしま	日向市大字 日知屋古田 町11番地 1	平成24年 7 月 2 日
株式会社ハ ラケアシス テム	北諸県郡三 股町大字蓼 池3637番地 1	居宅介護支 援事業所 たでいけ至 福の園	北諸県郡三 股町大字蓼 池3637番地 1	令和 7 年 8 月31日

宮崎県告示第 670号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和 7 年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地		
4560290555	訪問看護ステーション にこケア	宮崎県都城市年見町22-1-2	合同会社N i c o C a r e	宮崎県都城市郡元町2905番地14	令和7年9月1日	訪問看護
4560290563	訪問看護ステーション ライド	宮崎県都城市蓑原町3111-67	株式会社ボヤージュ	宮崎県都城市蓑原町3221番地10	令和7年9月1日	訪問看護
4560890057	訪問看護ステーション バビ 西都	宮崎県西都市南方3895-2	特定非営利活動法人夏の風	鹿児島県曾於市末吉町二之方 114番地 4	令和7年9月1日	訪問看護

宮崎県告示第 671号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和7年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地		
4560290555	訪問看護ステーション にこケア	宮崎県都城市年見町22-1-2	合同会社N i c o C a r e	宮崎県都城市郡元町2905番地14	令和7年9月1日	介護予防訪問看護
4560290563	訪問看護ステーション ライド	宮崎県都城市蓑原町3111-67	株式会社ボヤージュ	宮崎県都城市蓑原町3221番地10	令和7年9月1日	介護予防訪問看護
4560890057	訪問看護ステーション バビ 西都	宮崎県西都市南方3895-2	特定非営利活動法人夏の風	鹿児島県曾於市末吉町二之方 144番地 4	令和7年9月1日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第 672号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第75条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和7年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地		
4571900994	あっぱれデイサービスセンター	宮崎県東諸県郡国富町田尻49番地 1	株式会社一利喜	宮崎県東諸県郡国富町田尻49番地 1	令和7年9月30日	通所介護

宮崎県告示第 673号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日南市大字吉野方字上岩下5507、5510、字下吉山5546
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 674号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 7 年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日南市大字吉野方字瀬戸渡5402、5404、5405－1、5405－2、5406、5407、5408－1、5408－2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 675号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 7 年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日南市大字富士字狩田2641、2643、2646から2648まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 676号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 7 年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 串間市大字大平字市ノ瀬7663－3から7663－6まで、7664－6、7666、7667、7669、7671、7672、7674－1、7674－2、7677、7678、7681、7688－2、字久保田7808、7809、7812、7813－乙、7813－丙、字前見7858－8から7858－11まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 677号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和 7 年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和 8 年12月 6 日農林省告示第 449号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 678号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第 4 項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

令和 7 年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	
有限会社 日向自動車 学校	延岡市土々 呂町 5 丁目 2621 東九 州自動車学 校内	株式会社 日向自動車 学校	延岡市土々 呂町 5 丁目 2621 東九 州自動車学 校内	令和 7 年 7 月 1 日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、高千穂土地改良区（高千穂町）から令和 7 年 9 月16日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 7 年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第16条第

5項の規定により、まいわし太平洋系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を令和7年10月7日付けで次のとおり変更したので、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和7年10月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

まいわし太平洋系群に関する令和7管理年度（令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	数 量
宮崎県まいわしまき網漁業	18,240トン
宮崎県その他のまいわし漁業	現行水準

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第15号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和7年10月16日

宮崎県公安委員会委員長 松 山 昭

1 講習の実施日及び定員

講 習 種 別	講 習 の 実 施 日	定員
機械警備業務管理者講習	令和8年1月19日（月）から 1月22日（木）まで	15人

2 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎県技能検定センター
電話0985-58-1570

3 講習の実施要領

- 講習は、一般社団法人宮崎県警備業協会に委託して実施する。
- 講習の最後に、修了考査（5肢択一式40問、100分）を実施し、80パーセント以上の正解者を合格者とし、合格者に講習修了証明書を交付する。修了考査不合格者に対する再考査は行わない。

4 受講申込書の提出方法等

- 提出先
住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署
- 提出日時

講 習 種 別	提 出 日 時
機械警備業務管理者講習	令和7年12月1日（月）から12月12日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。

郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類

受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）1通

5 手数料

4の受講申込の際、39,000円に相当する額の宮崎県収入証紙を納入すること。

手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。
- この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- 公告後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。